

矢吹町子ども読書活動推進委員会表彰基準

(趣 旨)

第1条 平成26年5月に制定された「矢吹町子ども読書100選」を読破したことを称え、より豊かな心を育てるため、矢吹町子ども読書活動推進委員会(以下、「委員会」という)が行う表彰に関しては、この基準の定めるところによる。

(表 彰)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 幼児向け20冊(読み聞かせ完了)、小学校低学年向け20冊、小学校中学年向け20冊、小学校高学年向け20冊、中学生向け20冊の各ブロック毎に、20冊を読み終えた者「○○達成賞」(例えば、小学校低学年達成賞など)
- (2) 該当学年よりも上位学年の20冊を読み終えた者「○○達成賞」
- (3) 指定された100冊の本を読み終えた者「100選賞」
- (4) その他、委員会が表彰することを適当と認めた者

(表彰の内申)

第3条 校長並びに園長は、前条の各号のいずれかに該当する者があると認めるときは、表彰の内申をするものとする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。

- 2 表彰は、各学期毎に、校長並びに園長が行うものとする。ただし、幼児向けの表彰は年1回とする。

(補 則)

第5条 この基準に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年2月18日から施行する。